

知事が指定する地域等

北海道告示第1949号

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「条例」という。）第2条第1項第1号の知事が特に指定する区域、同項第1号の2の知事が指定する区域、同項第1号の3の知事が指定する区域、同項第1号の4の知事が指定する区域、同項第2号の知事が指定する範囲内にある地域、同項第3号の2の知事が指定する区域、同項第3号の2の2の知事が指定する区域、同項第3号の3の知事が指定する区域、同項第3号の5の知事が特に指定する区域、同項第3号の6の知事が特に指定する区域及び同項第7号の知事が指定する地域又は場所、条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域、同項第5号の知事が指定する区域、同項第8号の知事が指定する区域及び同項第10号の知事が指定する地域又は場所、条例第7条の2第1項の広告景観優良地区並びに北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号。以下「規則」という。）第1条の4第1項の知事が指定する区分、規則第2条第1項第2号の知事が指定する区分及び規則第30条の知事が指定する区域を次のとおり定め、平成2年4月1日から施行する。

なお、昭和51年北海道告示第2045号は、平成2年3月31日限り廃止する。

平成元年12月28日

北海道知事 横路 孝弘

- 1 条例第2条第1項第1号の知事が特に指定する区域
次に掲げる市及び町の区域内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域の区域（道路敷地の区域を除く。）
室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市
稚内市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市
三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 深川市 富良野市 登別市
恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町
- 2 条例第2条第1項第1号の2の知事が指定する区域
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の保安林として指定された森林のある地域。
ただし、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域を除く。
- 3 条例第2条第1項第1号の3の知事が指定する区域
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
- 4 条例第2条第1項第1号の4の知事が指定する区域
北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項の規定により指定された道自然環境保全地域並びに同条例第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区（水光園環境緑地保護地区を除く。）、自然景観保護地区及び学術自然保護地区。ただし、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域を除く。
- 5 条例第2条第1項第2号の知事が指定する範囲内にある地域

区 分	名 称	所 在 地	適用地域
重要文化財	旧三戸部家住宅	伊達市	敷地内
同	福山城（松前城）本丸御門	松前町	同
同	法源寺山門	同	同
同	龍雲院本堂、庫裏、惣門、鐘楼及び土蔵	同	同
同	旧中村家住宅	江差町	同
同	上國寺本堂	上ノ国町	同
同	旧笹浪家住宅主屋及び土蔵	同	同
同	旧下ヨイチ連上家	余市町	同
同	旧本間家住宅	増毛町	同
同	旧花田家番屋	小平町	同
同	正行寺本堂	厚岸町	同
有形文化財	美唄屯田兵屋	美唄市	同
同	野幌屯田兵第二中隊本部	江別市	同
同	和田屯田兵村被服庫	根室市	同
同	旧松前城本丸表御殿玄関	松前町	同
同	徳山大神宮	同	同
同	旧檜山爾志郡役所庁舎	江差町	同
同	砂館神社本殿	上ノ国町	同
同	本願寺駅通	沼田町	同
同	旧小納屋住宅	羽幌町	同
同	太田屯田兵屋	厚岸町	同
有形民俗文化財	江差姥神町横山家	江差町	同

6 条例第2条第1項第3号の2の知事が指定する区域

高速自動車国道及び自動車専用道路（一般国道に限る。）から展望することができる地域であって、これらから500メートル以内の区域。ただし、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域並びに都市計画法第2章の規定により定められた用途地域及び条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域を除く。

6の2 条例第2条第1項第3号の2の2の知事が指定する区域

新幹線鉄道の鉄道線路（青森県との境界から新函館北斗駅までの間に限る。）から展望することができる地域であって、これらから500メートル以内の区域。ただし、駅の構内、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域及び条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域を除く。

7 条例第2条第1項第3号の3の知事が指定する区域

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域及び北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第10条第1項の規定により指定された特別地域。ただし、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域、都市計画法第2章の規定により定められた用途地域並びに道路敷地の区域を除く。

7の2 条例第2条第1項第3号の5の知事が特に指定する区域

(1) 道道旭川空港線と交差する稲荷川左岸を起点に旭川空港入り口までの区間の道路及び道路から100メートル以内の区域（ただし、旭川空港敷地を除く。）、旭川空港の東側敷地境界と道道旭川空港線が接する区間の道道旭川空港線から500メートルの間隔で平行に引いた線の南東方向への延長線と、同空港の敷地境界と空港・千代ヶ岡道路線が接する区間の同線から500メートルの間隔で引いた線の北東方向への延長線を結び線で、旭川空港敷地までの区域並びに旭川空港敷地の上川郡東神楽町10番1480の境界北角から500メートルの範囲で道道旭川空港線を境に空港敷地側及び同線の稲荷神社前交差点から稲荷川右岸に至る、道路から100メートルの範囲を除く区域。ただし、旭川市の区域を除く。

(2) 中標津空港の敷地から展望することができる地域であって、同敷地境界から500メートル以内の区域（同敷地を除く。）及び同敷地であって、道道中標津空港線から100メートル以内の区域。ただし、道道中標津斜里線、道道中標津空港線（道道中標津斜里線と接続する地点から中標津空港に至る区間を除く。）及び道道川北中標津線を結び線の中標津空港側に同線と100メートルの間隔で平行に引いた線より中標津町市街地側の区域（道道中標津空港線から100メートル以内の区域を除く。）を除く。

7の3 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域

(1) 美瑛市に所在する宮島沼の岸から水平距離50メートル以内の区域（水面の区域を除く。）

(2) 厚岸町に所在する別寒辺牛川と国道44号との交点を起点とし、同点から同川に沿って北西に進み、同町大字太田村字別寒辺牛4番の北東側地番界の延長線との交点に至り、同点から同延長線並びに同地番及び同大字大別1番1の地番界に沿って南に進み、国道44号の北側敷地界との交点に至り、同点から同国道に沿って南西に進み、同字2番4の北角に至り、同所から同地番の地番界に沿って南東に進み、同地番の東角に至り、同所から同地番の地番界並びに同字2番2の地番界及びその延長線に沿って南西に進み、チライカリバツ川に至り、同所から同川に沿って東に進み、同町大字別寒辺牛村字別寒辺牛原野3線49番1の北西側地番界の延長線との交点に至り、同点から同延長線に沿って北東に進み、同地番の東角に至り、同所から同字47番1の南西側地番界の延長線及び同地番界に沿って北西に進み、別寒辺牛川に至り、同所から同川に沿って北に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(3) 標茶町字標茶957番地の三等三角点中磯分内から展望することができる地域であって、これから1,000メートル以内の区域

(4) 中標津町字侯落2260番1の二等三角点武佐台から展望することができる地域であって、これから1,000メートル以内の区域

8 条例第2条第1項第7号の知事が指定する地域又は場所及び当該地域又は場所に係る規則第2条第1項第2号の知事が指定する区分

地域又は場所	禁止地域の区分
北広島市の区域のうち、一般国道36号及びこれから展望することができる地域。ただし、家屋のある場所を除く。	第2種禁止地域
釧路市鶴丘2番地、16番地から18番地まで及び164番地から170番地まで、鶴岡8線133番地、135番地、136番地、139番地、145番地及び161番地から165番地まで並びに鶴丘9線159番地の一部の地域であって、次の図に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課及び釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）	同

9 条例第3条第1項第1号の知事が指定する区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の区域として指定された区域並びに釧路市、北見市、士別市、富良野市、松前町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、上ノ国町、厚沢部町、共和町、上砂川町、月形町、音威子府村、むかわ町、日高町、平取町、新ひだか町、別海町及び羅臼町の区域であって、次の図に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

10 条例第3条第1項第5号の知事が指定する区域

(1) 道路

道路法（昭和27年法律第180号）第5条第1項に規定する一般国道（自動車専用道路を除く。）及び同法第7条第1項に規定する道道並びに高速自動車国道及び同法第5条第1項に規定する一般国道並びに同法第7条第1項に規定する道道から展望することができる地域。ただし、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域を除く。

(2) 鉄道

鉄道線路から展望することができる地域。ただし、駅の構内、札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域を除く。

10の2 条例第3条第1項第8号の知事が指定する区域及び当該区域に係る規則第1条の4第1項の知事が指定する区分

区	域	許可地域の区分
旭川空港を囲む道道旭川空港線から空港方向に向けて展望することができる地域であって、旭川空港敷地までの区域並びに道道旭川空港線並びに空港・千代ヶ岡道路線を経て、一般国道237号に至る区間の道路から展望することができる地域であってこれから500メートル以内の区域。ただし、空港敷地、第2種禁止地域の区域及び旭川市の区域を除く。		第6種許可地域

11 条例第3条第1項第10号の知事が指定する地域又は場所及び当該地域又は場所に係る規則第1条の4第1項の知事が指定する区分

地	域	又	は	場	所	許可地域の区分
滝上町の区域であって、次の図に示す部分						第2種許可地域
江別市大麻地区地区計画区域						第4種許可地域
（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課及びオホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）						

11の2 条例第7条の2第1項の広告景観優良地区

(1) 伊達市の区域であって、次の図に示す部分

（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 白糠町東2条南1丁目2番地16の東側境界線及びその延長線以西で一般国道392号の中央線まで、かつ、町道南2丁通り線の中央線の北側に同中央線と40メートルの間隔で平行に引いた線以南で同中央線の南側に同中央線と40メートルの間隔で平行に引いた線までの地区

12 規則第30条の知事が指定する区域

北広島市の区域であって、次の図に示す部分

（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課及び石狩振興局産業振興部建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）